

新潟市 5 歳以上 11 歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、新たに始まる 5 歳以上 11 歳以下の新潟市民への新型コロナウイルスワクチンの速やかな接種を推進するため、ワクチン接種を行う新潟市内の医療機関に対し、予算の範囲内において協力金を支給することで、医療機関の負担軽減及び接種体制の確保を図ることとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第 2 条 協力金の支給を受けることができる者は、新潟市内に所在する新型コロナウイルスワクチンの基本型接種施設又は連携型接種施設に登録された医療機関であって、令和 4 年 3 月から同年 9 月にかけて 5 歳以上 11 歳以下の新潟市民に新型コロナウイルスワクチンの接種を行った医療機関とする。

(協力金の額及び算定方法)

第 3 条 協力金の額は、5 歳以上 11 歳以下の新潟市民への接種 1 回あたり 1,000 円とする。

(申請)

第 4 条 支給対象者は、協力金の支給を受けようとするときは、月ごとに接種回数を集計し翌月の 10 日までに 5 歳以上 11 歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支給)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、支給の可否及び支給額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否及び支給額を決定したときは、協力金支給(不支給)決定通知書兼確定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第6条 市長は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、前条に規定する支給決定を取り消し、協力金の支給を停止し、又は既に支給した協力金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行し、同年3月1日から5歳以上11歳以下の新潟市民への新型コロナウイルスワクチンを接種した新潟市内の医療機関に適用する。

5歳以上11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金申請書

年 月 日

新潟市長宛

申請者	住所	〒		
		TEL		
	申請者名			
	代表者名			
	以下は担当者情報を記載（問い合わせ時の連絡先）			
	担当者名		TEL	
e-mail		FAX		

下記協力金の支給について、申請します。

記

1 事業の名称	
2 目的及び内容	
3 申請月	
4 申請額	
5 算出の基礎	接種回数 回 × 1,000円
6 添付書類	予診票の写し

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

協力金支給（不支給）決定通知書 兼 確定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市5歳以上11歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 支給決定額
- 2 支給済額
- 3 確定額